平成２５年（フ）第３１７号
大阪府藤井寺市大井３―11―18レオパレスパストラルＡ201、住民票上の住所大阪府柏原市国分西２丁目６番32号
債務者　榮　　孝典
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
沖縄県浦添市牧港２丁目46番８―401号ヴィラマチナトⅡ
債務者　宮國　智子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１２５号
愛知県岡崎市柱５丁目１番地３　ニューマリッチ駅西102
債務者　北原　正彦
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
釧路市昭和北２丁目12番６号
債務者　渡辺　冷子（旧姓川東）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１３号
北海道野付郡別海町別海常盤町76番地
債務者　小野寺真弓
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第６２０号
横浜市磯子区森６丁目17番13号　メゾン河原二番館201号
債務者　山口　優子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３２号
横浜市中区寿町２丁目７番地10　はまなす705号室
債務者　山内　利道
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８６号
横浜市青葉区しらとり台53番地11　ガーデンコート峯405
債務者　高橋　未央（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７２０号
横浜市南区新川町１丁目１番地　リーヴェルステージ横浜南301
債務者　石井　　泉
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７２３号
横浜市鶴見区上末吉１丁目２番６－１号　エドワルドの瞳206
債務者　岩田　聡美（旧姓白倉）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７２５号
神奈川県大和市中央林間３丁目16番12―301号
債務者　門脇　節子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５１号
東京都青梅市野上町３丁目15番地の５サンハイツトリードⅡ307
債務者　清水ミサ子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２９７号
東京都福生市大字熊川1139番地１コーポ若松202号室
債務者　木下すがの
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２７号
愛知県安城市三河安城本町１丁目１番地12　ロイヤルマンション三河安城301、前住所愛知県安城市相生町17番18号　ダイアパレス安城1005
債務者　原田百百子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
岡山市北区芳賀県営住宅９―204
債務者　今井美由紀
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部